○○町　地区防災計画

|  |
| --- |
| 町の写真などを添付 |

令和　　年度版

「　テーマを記入しましょう　」

地区防災計画とは

一定の地区にお住まいあるいは事業者のみなさまが行う自発的な防災活動等について策定する計画です。自分たちの地域の人命、財産を守るために主に共助（助け合い）について定めた計画のことをいいます。

東日本大震災では、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺してしまい、住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たしました。東日本大震災での経験を踏まえ、今後、発生が危惧されている首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

一方で、従来、地域防災力向上のために活躍していた、消防団、自主防災組織等は、少子高齢化等社会の変化に伴い活動が伸び悩む等の問題が発生しており、このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおける共助による防災活動を強化する必要があります。

地区防災計画ができた経緯

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助があわさって初めて大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました（平成26年４月１日施行）。

地域防災力の必要性

平成７年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた人

のうち、消防などの公的機関の救助（公助）によるものはわずか２％で、多くは、自力ま

たは家族や隣人などの地域住民によって救出されました。



○○町　地区防災計画

目次

地区防災計画とは　――――――――――――――――　ｐ．１

目次　――――――――――――――――――――――　ｐ．２

まえがき　――――――――――――――――――――　ｐ．３

１．計画対象地区の範囲　―――――――――――――　ｐ．３

２．地区の特性　―――――――――――――――――　ｐ．４

　２－１　地震に関する特性　・・・・・・・・・・・　ｐ．４

　２－２　風水害に関する特性　・・・・・・・・・・　ｐ．５

　２－３　活動に関する施設　・・・・・・・・・・・　ｐ．７

３．組織の体制と役割　――――――――――――――　ｐ．９

　３－１　組織図と役割分担　・・・・・・・・・・・　ｐ．９

　３－２　活動資機材の整備　・・・・・・・・・・・　ｐ．10

４．活動内容　――――――――――――――――――　ｐ．11

　４－１　平常時の活動　・・・・・・・・・・・・・　ｐ．11

　４－２　災害時の活動（地震編）　・・・・・・・・　ｐ．12

　４－３　災害時の活動（風水害編）　・・・・・・・　ｐ．13

　４－４　災害時の活動（避難後編）　・・・・・・・　ｐ．14

　４－５　活動タイムライン　・・・・・・・・・・・　ｐ．15

５．活動計画　――――――――――――――――――　ｐ．17

　５－１　啓発活動の実施　・・・・・・・・・・・・　ｐ．17

　５－２　資料等の見直し　・・・・・・・・・・・・　ｐ．17

　５－３　補助制度の活用　・・・・・・・・・・・・　ｐ．18

あとがき　――――――――――――――――――――　ｐ．19

|  |
| --- |
| まえがき製作時に気を付けたことについて記入令和○年度　総代 |

１．計画対象地区の範囲

・下図に示す「○○町」とする

|  |
| --- |
| 地区の範囲がわかる地図などを添付 |

２．地区の特性

２－１　地震に関する特性

①地震の被害予測（岡崎市防災ガイドブックより）

・南海トラフ地震の被害

|  |  |
| --- | --- |
| 震度予測 | ６弱 |
| 震度　　の揺れとは | 立っていることが困難。固定していない家具は大半が移動し、倒れるものもある。古い木造家屋は、倒れるものもある。 |
| 液状化危険度 | 極めて危険 |

※過去地震最大モデル

・土砂災害の危険性

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂災害特別警戒区域土砂災害警戒区域 | 具体的な特別警戒区域の場所を記入 |

※詳細な場所は岡崎市防災ガイドブックで確認すること

②地震による被害の危険度（岡崎市小学校区別防災カルテより）

|  |  |
| --- | --- |
| 建物倒壊危険度（全壊となる建物の割合） | 高い（危険度４以上）２０～２５％ |
| 延焼危険度（消火活動が全く行われずに放置された場合の延焼範囲のレベル） | 高い（危険度５）１０００棟以上 |
| 道路閉塞危険度（建物倒壊等により道路が閉塞する確率） | 高い（危険度５）７０～１００％ |
| 閉塞確率が70％以上の道路 | 具体的な道路の場所を記入（カルテ内の赤色・茶色の道路） |
| 消防活動困難危険度（消防水利による消防活動が届かない範囲がどの程度あるか） | 高い（危険度５）８０％以上 |

２－２　風水害に関する特性

①河川氾濫（岡崎市水害対応ガイドブックより）

・矢作川が氾濫した場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 矢作川 | 浸水深 | ５ｍ～１０ｍ未満 |
| 浸水継続時間 | １日～３日未満 |
| 家屋が倒壊するおそれ | 有り（氾濫流） |

・乙川が氾濫した場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乙川 | 浸水深 | ３ｍ～５ｍ未満 |
| 浸水継続時間 | ３日～１週間未満 |
| 家屋が倒壊するおそれ | 無し |

・広田川が氾濫した場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広田川 | 浸水深 | （浸水想定がない河川は、削除してください。） |
| 浸水継続時間 |  |

・青木川が氾濫した場合

・巴川が氾濫した場合

・鹿乗川が氾濫した場合

※すべて想定最大規模

②土砂災害（岡崎市防災ガイドブックより）

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂災害特別警戒区域土砂災害警戒区域 | 具体的な警戒区域の場所を記入 |

※詳細な場所は岡崎市防災ガイドブックで確認すること

③内水氾濫

・浸水警報装置設置場所（岡崎市防災ポータルより）

|  |
| --- |
| 町内や近隣の浸水警報装置の所在を記入 |

④過去の浸水実績（岡崎市水害対応ガイドブックより）

|  |  |
| --- | --- |
| 平成12年　東海豪雨 | 具体的な浸水箇所を記入 |
| 平成20年　８月末豪雨 | 具体的な浸水箇所を記入 |

２－３　活動に関する施設

○○町防災マップ

|  |
| --- |
| 町防災マップを添付 |

①避難に関する場所

　地震の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 町防ぎょ隊本部 | 第一候補　○○公民館第二候補　○○公園（公民館が使えない時） |
| 近隣待避場所 | 町内〇箇所（町防災マップに記載） |
| 指定緊急避難場所 | ○○小学校（校庭）、○○高校（校庭） |
| 指定避難所 | ○○小学校（体育館） |

　風水害の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 指定緊急避難場所 | △△小学校（体育館）、△△学区市民ホーム |
| 指定避難所 | △△小学校（体育館） |

※○○小学校、○○高校は浸水のおそれがあるため、開設されません。

②活動に関する場所

・協力事業所（支援内容）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 災害時の協力について、事前に相談している近隣の事業所がある場合に記入 |
| 支援内容 | 例）人員の派遣（救助・搬送等）、資機材の貸与（救助器具、発電機） |

・近隣の医療救護所設置候補地

|  |
| --- |
| ○○中学校 |

※医療救護所とは、地震発生時等に医師、薬剤師等が参集し、負傷者の診察や処置、服薬指導、医療機関への搬送要否の判断等を行う場所

◆参考　避難所の種類と目的

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 目的 |
| 指定緊急避難場所 | 災害の一時的な危険から身を守る場所 |
| 指定避難所 | 自宅での生活が困難な場合に生活する場所 |

３．組織の体制と役割

３－１　組織図と役割分担（町の活動方針に応じて、添削・移動してください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織図 | 平常時の役割 | 災害時の役割 |
| 協　会　長 | 副　協　会　長　・　会　計　・　幹　事 | 対　策　部　会 | 情報班（　　名） | 災害時連絡網の作成出前講座の開催防災活動の案内情報伝達訓練の実施 | 安否確認（名簿）町防ぎょ隊本部内の情報伝達災害情報の収集避難情報の共有復旧復興情報の収集 |
| 警防班（　　名） | 家具転倒防止の普及住宅耐震化の普及火災予防活動の実施消火器具点検初期消火訓練の実施 | 安否確認（現場）初期消火活動水源確保（消火）浸水対策（土のう等）消防団との連携 |
| 警戒班（　　名） | 市のハザードマップの周知町防災マップの作成避難場所・避難経路の周知マイタイムライン作成の普及 | 安否確認（現場）災害情報の収集被害状況の把握防犯活動の実施 |
| 支　援　部　会 | 誘導班（　　名） | 避難場所・避難経路の周知避難訓練の実施避難所運営訓練の実施災害時避難行動要支援者支援 | 避難誘導避難情報の共有災害時避難行動要支援者支援民生・福祉委員との連携 |
| 救護班（　　名） | ＡＥＤ、救助器具の点検応急救護訓練の実施 | 安否確認（現場）要救助者の救出負傷者の応急手当負傷者の搬送消防団との連携 |
| 資材班（　　名） | 家庭内備蓄の普及活動資機材の整備防災倉庫点検炊き出し訓練の実施 | 活動資機材の準備炊き出しの実施水源確保（生活用水）町内事業所等への支援要請 |
| 三役・幹事の役割 | 組織の編成地区防災計画の作成災害時連絡網の作成活動資機材の整備災害時避難行動要支援者支援 | 災害対策本部との情報伝達町防ぎょ隊本部内の情報伝達活動人員の確保町内事業所等への支援要請 |

※会員の詳細は、毎年更新する「町防災防犯協会及び災害防ぎょ隊本部組織名簿」に記載することとする。

３－２　活動資機材の整備

①資機材等の管理目標数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 発電機 | １ |  |
| 投光器 | ２ |  |
| リアカー | １ |  |
| 担架 | １ |  |
| 簡易トイレ | １ |  |
| 簡易トイレ用テント | １ |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 防災倉庫設置場所 | ○○公民館 |

　※最新の保有資機材は、別紙「防災倉庫格納物品一覧表」で管理することとする。

　※市の整備費補助を受けた資機材は、耐用年数を迎えるまで破棄・紛失・譲渡することがないよう適切に管理する。

②資機材の整備計画

|  |
| --- |
| 例１）資機材を購入する際は、各班に必要な資機材を聴取し、予算範囲を超える場合は町内及び防災課等と相談し優先順位を検討する。また、自主防災活動資機材等整備費補助制度の対象となるものについては、補助金を有効に活用すること。例２）資機材の整備については、別紙「防災倉庫格納物品一覧表」を参考に耐用年数を確認し、また倉庫の点検により故障の有無を確認したうえで、適宜協議することとする。また、自主防災活動資機材等整備費補助制度の対象となるものについては、補助金を有効に活用すること。 |

４　活動内容

４－１　平常時の活動

|  |
| --- |
| 例）・災害時の迅速な活動や協力体制の確立のため、平常時から防災体制の構築、防災意識の啓発、家庭内の安全対策、危険箇所の周知、活動資機材の整備、防災訓練の実施、要支援者の支援方法の検討に努める。・啓発のための資料提供や訓練の計画については、防災課に相談し指導してもらう。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ①防災体制の構築 | 組織の編成、非常連絡網の作成、地区防災計画の見直し |
| ②防災意識の啓発 | 出前講座の開催、防災活動の案内 |
| ③家庭内の安全対策 | 住宅耐震化の普及、家具転倒防止の普及、火災予防活動の実施、浸水対策の普及、マイタイムライン作成の普及、家庭内備蓄の普及 |
| ④危険箇所の周知 | ハザードマップの周知、町防災マップの見直し、避難場所・避難経路の周知 |
| ⑤活動資機材の整備 | 活動資機材の購入、防災倉庫の点検、消火器具の点検、ＡＥＤ・救助器具の点検 |
| ⑥防災訓練の実施 | 情報伝達訓練、避難訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練等の実施 |
| ⑦要支援者の支援 | 要支援者の把握、支援方法の検討 |

４－２　災害時の活動（地震編）

|  |
| --- |
| 例）・南海トラフ地震臨時情報が発表された時は、住民全員に情報伝達し、対策や自主避難を呼びかける。・大規模な地震が発生した時は、町の災害防ぎょ隊本部を設置する。・三役と対策部会長、支援部会長は本部に参集し、活動方針等を検討する。・各組長は、指定の近隣待避場所に参集し、組ごとの安否確認を行う。・各係員は各係の役割に従い、情報収集・伝達、初期消火活動、救出・救護活動、避難誘導に努める。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ①情報収集・伝達 | 安否確認（名簿対照・現場確認）、被害状況の把握、災害対策本部との連絡、町内の情報伝達 |
| ②初期消火活動 | 消火活動、防火水槽等による消火用水の確保、消防団との連携 |
| ③救出・救護活動 | 要救助者の救出、負傷者の応急手当、負傷者の搬送 |
| ④避難誘導 | 避難誘導、避難経路の検討 |
| ⑤要支援者の支援 | 要支援者の避難支援、民生委員・福祉委員との連携 |

◆参考　南海トラフ地震臨時情報

|  |  |
| --- | --- |
| 発表される情報 | とるべき行動 |
| 南海トラフ地震臨時情報（調査中） | 続報として巨大地震注意・警戒・調査終了のいずれかが発表されるため、警戒する |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 日頃の備えを再確認落下のおそれがあるものを床に降ろす避難の準備危険箇所を避けて生活 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） |

４－３　災害時の活動（風水害編）

|  |
| --- |
| 例）・大雨警報、洪水警報、暴風警報等が発表された時は、非常連絡網により各係員まで情報伝達し、全員で災害情報等の収集に努める。・路上浸水を確認した時は、組織内と近隣住民に情報伝達し、必要に応じて土のう袋による対策を行う。・高齢者等避難（警戒レベル３）が発令された時は、住民全員に情報伝達し、災害時避難行動要支援者の避難を支援する。・避難指示（警戒レベル４）が発令された時は、住民全員に情報伝達するとともに避難の呼びかけを行い、全員が無事に避難できるように努める。・矢作川早期避難情報が発令された時は、住民全員に情報伝達するとともに、段階に応じて、避難の呼びかけや支援を行う。・ただし、協会員自身が危険を感じた時は、自分の身を守ることを最優先する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ①情報収集・伝達 | 災害情報の収集、避難情報の伝達、災害対策本部との連絡、町内の情報伝達 |
| ②水防活動 | 浸水対策（土のう、家庭内対策の呼びかけ）、消防団との連携 |
| ③避難誘導 | 避難情報の伝達、避難の呼びかけ |
| ④要支援者の支援 | 要支援者の避難支援、民生委員・福祉委員との連携 |

◆参考　避難のきっかけとなる情報

|  |  |
| --- | --- |
| 避難情報 | 対象者 |
| 警戒レベル３　高齢者等避難 | 避難に時間がかかる人、危険を感じる人 |
| 警戒レベル４　避難指示 | 全員 |
| 矢作川早期避難情報　第１次避難 | 要支援者、避難所以外に避難する人 |
| 矢作川早期避難情報　第〇次避難 | ○○町は全員 |

※矢作川避難計画の対象地区のみ

４－４　災害時の活動（避難後編）

|  |
| --- |
| 例）・避難所の運営は避難所の利用者全員で行うものなので、他の町とも協力し、積極的に運営に参加する。・避難生活に必要な支援情報や、生活再建のための情報を収集し、全員で共有する。・三役と対策部会長、支援部会長は、町内での活動を補助するため、町防ぎょ隊本部に当番制で常駐する。・町内では、犯罪防止のためのパトロール活動、車両通行等のための道路補修や片付けを行う。また、行方不明者がいる場合は、引き続き救出活動を行う。・災害時活用井戸から生活用水を確保し、状況に応じて炊き出しの実施を検討する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ①避難所の運営 | 運営への参加、協力人員の確保 |
| ②要支援者の支援 | 要支援者の生活支援・配慮、民生委員・福祉委員との連携 |
| ③情報収集・伝達 | 支援情報・生活再建情報の収集・伝達、災害対策本部との連絡、町内の情報伝達 |
| ④町内での活動 | パトロール活動、道路の確保、救出活動、消防団との連携 |
| ⑤給食・給水 | 災害時活用井戸等による生活用水の確保、炊き出しの実施 |

４－５　活動タイムライン

①地震活動タイムライン

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 町災害防ぎょ隊 | 住民 |
| 平常時 | 住民に対する啓蒙活動訓練等の実施計画等の見直し | 防災マップの確認、訓練参加耐震化、家具の転倒防止家庭内備蓄（３～７日分） |
| 発生前 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）が発表された場合は、住民に情報を伝達し、自主避難を呼びかける。（発表がなく地震が発生する場合もあります） | 日頃の備えを確認避難準備危険箇所を避けた生活自主避難（自主避難所は、市の情報を確認） |
| 地　震　発　生 |
| 発生直後 | 家族の安否確認・応急処置防ぎょ隊本部設置（協会長）候補地：○○公民館本部に参集し、活動方針を検討（三役、部会長）近隣待避場所に参集組ごとに安否確認（組長）役割に基づき活動する（各係）①情報伝達②初期消火③被災者救助④負傷者の搬送→○○中学校 | 家族の安否確認・応急処置ガス、ブレーカーを止める玄関に避難のサインを出して避難近隣待避場所に避難安否確認後、防ぎょ隊の活動に協力組ごとに避難を支援し合いながら、避難所まで避難 |
| 避　難　完　了　避難所：○○小学校 |
| 避難後 | 他の地区と協力し、避難所を運営支援情報や生活再建情報の共有被害の把握、町内のパトロール復旧作業、片付け行方不明者の捜索状況により、炊き出しの検討 | 避難所運営に協力防ぎょ隊の活動に協力自宅の安全が確認でき次第、帰宅自宅の被害が大きい場合は、仮設住宅などの設置を待つ |

②風水害活動タイムライン

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 町災害防ぎょ隊 | 住民 |
| 平常時 | 住民に対する啓蒙活動訓練等の実施計画等の見直し | ハザードマップの確認、訓練参加マイタイムラインの作成家庭内備蓄（３～７日分） |
| 大雨警報洪水警報暴風警報等 | 防ぎょ隊員で情報共有今後の情報に警戒 | 庭の片付け浸水対策避難準備 |
| 矢作川早期避難情報第１次避難 | 防ぎょ隊員と高齢者世帯に情報共有要支援者の避難を支援続報の第〇次避難に警戒 | 避難に時間のかかる要支援者等は、避難を開始避難所以外の場所に避難できる人は、避難を開始 |
| 矢作川早期避難情報第〇次避難 | 町内全体に情報共有避難の呼びかけ | 全員、避難を開始 |
| 警戒レベル３高齢者等避難 | 防ぎょ隊員と高齢者世帯に情報共有要支援者の避難を支援 | 避難に時間のかかる要支援者等は、避難を開始危険や不安を感じる人は、避難を開始 |
| 警戒レベル４避難指示 | 町内全体に情報共有避難の呼びかけ | 全員、避難を開始 |
| 避　難　完　了　避難所：△△小学校（※〇〇小学校は開設されません） |
| 被　害　発　生 |
| 避難後 | 他の地区と協力し、避難所を運営支援情報や生活再建情報の共有被害の把握、町内のパトロール清掃作業、片付け行方不明者の捜索状況により、炊き出しの検討 | 避難所運営に協力防ぎょ隊の活動に協力浸水が収まり次第、帰宅自宅が被害を受けた場合は、仮設住宅などの設置を待つ |

５　活動計画

５－１　啓発活動の実施

①防災講座の開催

|  |
| --- |
| 例）町民の防災意識啓発のため、年２回（５月、11月頃）の防災講座を開催する。市の出前講座を申込み、防災課職員に講師を依頼する。内容は出水期やその年に実施する訓練の内容を考慮し、防災課と相談して決める。 |

②防災訓練の実施

|  |
| --- |
| 例）災害時に迅速な避難と活動を行うため、年１回の防災訓練を実施する。訓練は、避難訓練（地震）、避難訓練（風水害）、初期消火訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、避難所運営訓練の中から可能な限り２つ以上を組み合わせ、１つは前年度に実施していない訓練を取り入れる。ただし、情報伝達訓練は毎年必ず実施する。訓練の内容は、「自主防災組織による訓練等マニュアル」を参考に、防災課と相談して決める。 |

５－２　資料等の見直し

①組織名簿・連絡網等の修正

|  |
| --- |
| 例）毎年４月頃に、防災課から「町防災防犯協会及び災害防ぎょ隊組織名簿」の提出依頼があるため、「３－１　組織図と役割分担」や「自主防災活動マニュアル」を参考に、町で協議して名簿を作成する。 |

②町防災マップの修正

|  |
| --- |
| 例）家屋の建て替え、道路の拡幅、危険箇所の撤廃等を反映するため、３年に一度の見直しを行う。ただし、明らかに防災活動に影響がある工事等があった場合は、適宜修正を検討する。 |

③地区防災計画の修正

|  |
| --- |
| 例）毎年の防災訓練実施後に、訓練の成果・反省等を踏まえ、修正の必要がないか確認する。町防災マップの修正や資機材の購入を行ったときは、適宜修正を検討する。 |

④避難行動要支援者の支援計画

|  |
| --- |
| 例１）災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を進める。要支援者の身体状態のほか、「どこに」「どの経路で」「だれが」避難を支援するのかをあらかじめ計画しておく。作成する際は、市の「個別避難計画書」を参考に、ふくし相談課や民生委員、福祉委員等と相談する。例２）災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、町の避難支援マップを作成し、役員が管理することで、支援者を限定せずかつ迅速な支援が行えるようにする。ただし、取り扱いの注意を徹底する。 |

５－３　補助制度の活用

①事業助成費の交付

|  |
| --- |
| 例）防災活動を実施した際は、市から助成費（２,０００円・年１回）の交付を受けられるため、活動実施後に申請する。 |

②資機材等整備費の補助

|  |
| --- |
| 例）防災活動資機材を購入する際は、市の補助を受けられるため、事前に申請する。毎年３月頃に防災課から申請書類一式が送付されるため、申請期限（例年は５月中）までに申請し、補助が決定してから購入する。ただし、一部補助対象外となるものもあるため、事前に防災課に確認する。 |

③井戸水の水質検査費用の補助

|  |
| --- |
| 例）災害時の活用に了承を得られた井戸は、水質検査費用の全額補助制度がある。ただし飲用の可否は判定できない。検査した井戸は、防災マップに記載していく。 |

|  |
| --- |
| あとがき計画の活用方法等について記入令和○年度　総代 |

■発行日：令和　年　月　日

■発行主体：○○町防災防犯協会（○○町内会）

■製作

・総代

・副総代

・会計

・

・

■協力

・岡崎市防災課

・

■修正の経過

令和　年　月修正（町防災マップの修正）

令和　年　月修正（保有資機材の更新）